

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年2月21日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	寺	澤	和	男
同	小	林	秀	子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 定期監査(中期・後期) (20監査第85号) 分

指摘事項	当初措置状況	平成22年度の措置状況	平成23年度の措置状況	担当課	
<p>1 収入に関する事務について (14) 分納誓約を認めている債権の管理について改善を要するもの (報告書5ページ)</p>	<p>債権者が納付の意思を示しているものの一括納付が難しい場合、分割納付を認めているが、表2のとおり分納誓約書を一部徴収していない事例が認められた。 分納誓約は債務の承認であり時効が中断されるが、誓約書がないものについては法的効果に疑問が生じるので、適切に誓約書を徴収されたい。 また、一部納付された場合も事実上の分納があるので、債務の承認を明確にし、残額の徴収を円滑に行うためにも分納誓約書の徴収を検討された。</p>	<p>母子寡婦福祉資金貸付金について、定期監査後における平成20年12月に実施した滞納整理において、分納納付中の者で誓約書未提出又は分納額に変更のあった債務者から、分納誓約書の提出指導を行い、徴収した。未提出者及び誓約が履行されない者もあることから、引き続き分納誓約書の提出指導を行うとともに、提出済みの債務者についても、必要に応じ分納誓約書の再提出を求め、適正な債権管理を図っていく。</p>	<p>平成22年8月及び12月に実施した滞納整理において、誓約書未提出又は分納額に変更のあった債務者から、分納誓約書の提出指導を行い、一部滞納者から徴収した。しかし、こちらが催促をしているにもかかわらずまだ誓約書が提出されない者及び誓約が履行されない者がいるため、引き続き分納誓約書の提出指導を行うとともに、提出済みの債務者についても、必要に応じ分納誓約書の再提出を求め、適正な債権管理を図っていく。</p>	<p>平成23年8月に実施した滞納整理において、滞納者に対して書面・電話・訪問により分納誓約書の提出指導を行い、滞納者から分納誓約書を徴収した。</p>	<p>保育家庭支援課</p>
<p>1 収入に関する事務について (15) 滞納整理票の整備を適切に行うべきもの (報告書6ページ)</p>	<p>適切な債権管理を行うためには、催告等経過や納付交渉等の記録に努め、必要書類を作成し整理することが重要であるが、表3のとおり滞納整理票が未整備な事例が認められた。 滞納に関する経過状況の記録を整備し、適切な収納管理を行われたい</p>	<p>給付医療費の返納金及び第三者行為における納付金について、催告等は行っているものの、経過を記録する帳票が整備されていなかった。今年度中に、個々の債権について確認を行うとともに、滞納整理票のように経過状況を記録する帳票等を整備し、適切な収納管理を行っていく。</p>	<p>医療費の返納金については、徴収原簿にて経過を記録・確認しているが、個々の滞納整理票について、検討するとともに第三者行為における納付金については滞納整理票に経過状況を記録し、適切な収納管理を行っていく。</p>	<p>医療費の返納金については、徴収原簿にて経過を記録・確認しているほか、懸案となっている案件は滞納整理票で管理している。第三者行為における納付金については滞納整理票に経過状況を記録し、適切な収納管理を行っている。</p>	<p>国民健康保険課</p>
<p>2 支出に関する事務について (9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの (報告書8ページ)</p>	<p>各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。 これらの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。</p>	<p>更級歯科医師会の繰越金については、施設の改修費等の出費に備えているため、多額となっている。 今後、施設改修費以外に歯科医師会の新規事業など支出が予定されていることから、繰越金については徐々に減額される見込みとすることで、その状況を見ながら当市の負担金額の見直しについて検討するよう要望していく。</p>	<p>会館改修費積立に対する予算を明記した。負担額の見直しについて検討するよう要望を行っている。</p>	<p>予算規模の適正化と負担金額の見直しを検討いただくよう平成24年1月に要望した。</p>	<p>医療事業課</p>
<p>2 支出に関する事務について (9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの (報告書8ページ)</p>	<p>各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。 これらの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。</p>	<p>環境第二課では長野県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金が、団体の19年度決算で支出額2,142,532円、会費1,760,000円(市町村負担金)、20年度への繰越金1,328,362円となっている分で指摘事項に該当する。 平成21年2月24日に上記協議会事務局(佐久市下水道管理センター)へ電話し、監査で指摘を受けているため、負担額の見直し及び事業内容の検討をお願いした。 事務局からは、負担金は規約に基づく額であり、直ちに減額の対応をとることは不可能との回答であった。 現在会費を上回る支出があり繰越額が減少している。また、今後は市町村合併で会費収入の減少も見込まれる状況にあるが、支出額・繰越額・会費水準が適正になるよう、毎年7月末に予定されている総会に向けて更に事務局へ要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 団体の21年度決算状況は、支出額1,600,017円、会費(市町村負担金)1,760,000円、22年度への繰越金1,385,086円となっており、指摘事項の解消には至っていない。 協議会事務局(佐久市下水道管理課)及び会長(佐久市長)から、組織体制・事務局事務内容・活動内容を検討するための幹事会の招集があり、平成22年5月18日に初回の会合を持ちこれらを改革することとなった。現在、事務局で原案の作成中である。 なお、団体名を平成21年度総会の決議を経て「長野県浄化槽推進協議会」と変更したことによって、事務局名も「長野県浄化槽推進協議会負担金」と変更した。 	<ul style="list-style-type: none"> 団体の22年度決算状況 支出額1,911,499円 会費1,720,000円 繰越金1,193,922円 となっており、繰越金は緩やかに減少している。 23年度から3年間は、長野県北部地震の被災団体を暫定措置として会費免除措置をする。 23年度から3年間は、東日本大震災の被災県3県分の全国浄化槽推進協議会への負担金を他県が負担することとなり、長野県協議会の負担金が増加しているが、繰越金で賄う。 事務局へ会費水準の見直しを問い合わせたところ、事務局では今後3年間の収支状況を見ながら会費水準も検討することとしている。 	<p>環境政策課</p>

指摘事項	当初措置状況	平成22年度の措置状況	平成23年度の措置状況	担当課	
<p>2 支出に関する事務について (9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの（報告書8ページ）</p>	<p>各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。 これらの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。</p>	<p>各種団体への負担金等については、総会に先立つ幹事会において、改めて活動と事業費の内容を検討し、多額の繰越金がある場合には理由を確認する。 (注) これまでに、事業完了時における式典経費を積立ててきた団体もある。 その上で、負担金等が過大と認められる場合には負担金の削減を図る。</p>	<p>各種団体の活動内容、財務状況等を検討し、多額の繰越金があり、負担金等が過大と認められる場合は、負担金の見直しを図っている。 *平成22年度に見直しを行った同盟会 一般国道19号塩尻・長野間二次改築促進同盟会（55,400円→41,000円） 一般国道406号整備促進期成同盟会（45,000円→43,100円） 国道403号整備促進期成同盟会（36,100円→32,000円） 新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会（133,000円→126,000円） 青木・麻績インター・新町間県道整備促進期成同盟会（35,000円→27,000円）</p>	<p>各種団体の活動内容、財務状況等を検討し、多額の繰越金があり、負担金等が過大と認められる場合は、負担金の見直しを図っている。 *平成23年度に見直しを行った同盟会 一般国道19号塩尻・長野間二次改築促進同盟会（41,000円→36,800円） 新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会（126,000円→51,000円） 北長野（停）中俣線及び北長野（停）線整備促進期成同盟会（120,000円→110,000円） 巖橋小川村境間改良促進期成同盟会（14,000円→12,000円） 町区国・県道改良促進期成同盟会（16,000円→12,000円） 鬼無里小川流域地域期成同盟会（16,000円→12,000円） 更北地区真田線建設促進期成同盟会（解散）（18,000円→0円）</p>	<p>道路課</p>
<p>2 支出に関する事務について (9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの（報告書8ページ）</p>	<p>各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。 これらの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。</p>	<p>今後とも、各種団体の決算、実施事業、今後の活動予定等について詳細に把握し、負担金等交付の必要性の観点から見直しを進める。</p>	<p>新たに合併した、信州新町及び中条地区の事業進捗も考慮し、各種団体の実施事業、財務状況、今後の活動予定等について内容を検討し、負担金等交付の必要性の観点から見直しを進める。 ※平成22年度は県浅川ダム着工に伴い、浅川地区浅川治水対策委員会補助金を減額（300,000円→270,000円）</p>	<p>各種団体の実施事業、財務状況、今後の活動予定等について、各団体事務局等と連携を密にし事業内容等を把握するとともに、当市の河川事業を推進する上で負担金等交付が必要かつ有用であるかという観点で見直しを進める。</p>	<p>河川課</p>